

事業者向け廃棄物処理の手引きの活用と課題について

1 手引きの活用方法

事業者向け廃棄物処理の手引きを作成し、事業で排出される廃棄物の自己処理の徹底と、それに伴う資源化の促進を図るため、各商工会、商店会、大規模事業者等に要請を行うとともに、一層のごみの減量を促進するため活用を行う。

2 各団体への要請と対応

(1) 商工会、商店会への要請

西東京商工会の理事会等を通じて、事業で排出される廃棄物の自己処理の徹底や周知を行うとともに、手引きを窓口においていただくようお願いする。

(2) 大規模事業者への対応

延べ床 3,000 m²以上の大規模事業者については、令和2年度の計画書とともに郵送し、周知を図る。

(3) チェーンストア協会への対応（スーパーマーケットなど）

チェーンストア協会については、ごみ減量推進課から、各店舗へ周知を行うとともに、フードドライブ等食品残渣やレジ袋の削減等についても協力要請を行う。

(4) コンビニエンスストアへの対応

コンビニエンスストアについては、各本部へごみ減量推進課から依頼を行い、本部から各コンビニエンスストアへ周知していただくようお願いする。

3 課題について

(1) 小規模事業者への対応

商工会・商店会にも属していない小規模事業者については、商工会等とどのような連携ができるか今後の課題である。

(2) 事業者向け廃棄物処理の講習会の実施

手引きを活用し、事業者向けの講習会を実施するにあたっては、規模や時期等の検討が必要となる。

また、大・中規模事業者向けに、西東京市清掃事業協同組合及び東多摩再資源化事業協同組合と連携し、各種リサイクルするための相談会等を実施するための検討が必要となる。